

社員各位

管理部

ストレスチェックの受検について

標記の件、労働安全衛生法の一部を改正する法律により、年 1 回以上全ての従業員に対するストレスチェックの実施が義務づけられております。つきましては本年度も下記要領で実施しますので、期限までの受検をお願いいたします。

昨年受検した方はご理解されていると思いますが、再度ストレスチェックとは何かを簡単に説明させていただきます。

記

1. ストレスチェックとは何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（4 択）に皆さんが記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

2. 何のためにやるのでしょうか？

皆さんが自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場環境の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

このストレスチェックの受検は、皆さん自身のストレスへの気づきを目的とするものであり、メンタルヘルス不調者の発見を目的としたものではありません。

3. どのような方法で受検するのでしょうか？

社内連絡 HP から回答用のエクセルファイルをダウンロードし、回答後 CSV ファイルを出力してメールで送信していただきます。

なお、社内連絡 HP にアクセスする環境がない、若しくはエクセルのソフトがない、又は本社にメール添付して送信する環境がない、などの場合には紙面により回答し、回答用紙を本社に郵送していただきます。紙面で回答する場合は、早めに業務担当に連絡してください。

本社内及び事業所内勤務者については、ファイルサーバーに保存されているアプリから回答してください。<¥¥Ktdsvh02¥¥ストレスチェック¥受検者回答用アプリ.exe>

4. いつ実施するのでしょうか？

今年度の実施期間は令和 4 年 7 月 26 日から**令和 4 年 8 月 31 日**までです。

5. ストレスチェックの実施者は誰ですか？

ストレスチェックの実施者は産業医であり、産業医の指揮のもと、調査表の配付・回収・集計・受検者との連絡を、実施事務従事者として管理部が行うこととなっております。よって受検結果は、本人の同意がない限り会社には通知されることはありません。

以上、ご協力お願いいたします。

ストレスチェック実施者 産業医 鈴木 俊一 医師
実施事務担当者 管理部 磯野・松田